

業務速報

NO. 1084

2018. 3. 15

J R 東海労働組合

発行 小林 光昭

編集 加藤 光典

2018年度賃金引き上げ夏季手当第6回団体交渉 回答に不満、再申し入れ！

本部は3月15日、「2018年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」（申第36号）に基づく、第6回団体交渉を開催しました。

今回は会社回答がありましたが、会社の低額回答に本部は不満を表明し持ち帰り検討しました。検討した結果、組合員をはじめ、現場で汗を流して苦勞している社員に何ら報おうとしない会社の姿勢は許しがたく、このような回答を受け入れるわけにはいかないと判断し、再申し入れを行うことにしました。

会社回答

1. 平成30年度新賃金

平成30年4月1日現在の35歳ポイントの基準内賃金を、標準乗数4相当の定期昇給額分とは別に1,300円(0.41%)引き上げる。

※平成29年度35歳ポイント

基準内賃金 320,500円

基本給 277,400円

調整手当 26,200円

扶養手当 16,900円

役付手当 0円

2. 平成30年度夏季手当

(1) 支給月数は、3.05箇月分とする。

(6月1日現在の基準内賃金と補償措置額)

(2) 支給日は、6月29日以降準備でき次第とする。

主な議論は以下の通りです。

組合：原資を明らかにすること。

会社：明らかにしない。

組合：交渉ご苦労様でしたとのことだが、到底ご苦労様で済むような回答ではない。

会社：精一杯の回答である。

組合：その他数多くある諸要求についてはどうなのか。

会社：回答は以上である。

組合：定期昇給額の逡減についてはどうなのか。

会社：そのあり方については議論したとおりである。

組合：ベアについて一律6,000円要求したが、一律についてはどうなのか。

会社：35歳ポイントで示した。あとは、今後の議論である。

組合：組合とすれば要求との隔たりが大きく、組合員や現場社員は「会社は何を考えているのか」という気持ちである。17日から新幹線の車掌も削減されようとしている。到底納得できない。持ち帰り検討とする。

会社：了解。

以上